

相続手続きのご案内

	【ページ】
1. 相続手続きが完了するまでのお取引について	- 1 -
(1) 被相続人（亡くなられた方）名義のお取引等の取扱い	
(2) 残高証明書の発行	
(3) 相続手続き完了前に預金の一部が必要な場合（相続預金仮払い制度）	
2. 相続手続きの流れについて	- 2 -
3. 相続手続きの準備について	- 3 -
4. 相続される方の確認について	- 4 -
(1) 相続人の範囲	
(2) 相続人確認表	
< 補足説明 >	
5. 戸籍謄本の取得について	- 6 -
(1) 被相続人様（亡くなられた方）の戸籍謄本について	
(2) 相続人様の戸籍謄本について	
(3) 戸籍謄本の入手方法	
6. 相続手続きに必要な書類について	- 7 -
(1) 全てのお客さまにご提出・ご持参いただく書類等	
(2) 相続を受ける方・手続きをされる方が定められている場合にご持参 いただく書類	
① 遺言書がある場合	
② 遺産分割協議済の場合	
③ 裁判所の調停・審判による場合	
< 用語説明 >	



1. 相続手続きが完了するまでのお取引について

(1) 被相続人（亡くなられた方）名義のお取引等の取扱い

お取引内容	概要
ご預金	<ul style="list-style-type: none"> ・預金口座へのご入金・お引出しをすべて停止いたします。 ・公共料金、クレジット等の自動引落しについても停止となりますので、各収納機関等に名義および支払方法の変更手続きをお願いいたします。 ・振込入金がある場合は、入金指定口座の変更手続きをお願いいたします。 ・当座預金取引がある場合は、解約させていただきます。 ⇒小切手帳・手形帳の未使用分は、お取引店へご返却ください。 ⇒小切手・手形の生前振出分がある場合は、窓口にご相談ください。
投資信託	<ul style="list-style-type: none"> ・相続手続きが完了するまで売買はできません。 (償還日等期日到来分は被相続人名義の指定口座に入金されます)
保 険	<ul style="list-style-type: none"> ・別途保険会社所定の手続きが必要となります。当金庫でお申込まいただいた生命保険・火災保険等は、各保険会社へお取次ぎいたします。
ご融資 ・ローン	<ul style="list-style-type: none"> ・被相続人の方が当金庫において融資取引を行われていた場合、ご融資の保証人となられていた場合は、相続方法等について別途相談させていただきます。
貸 金 庫	<ul style="list-style-type: none"> ・開庫のお取扱いは中止させていただきます。 ⇒開庫・格納物のお引取は相続手続き完了後とさせていただきます。 ・相続財産を明らかにする等の事由で、相続人全員の合意のもとに相続手続き前に開庫する必要がある場合は、窓口にご相談ください。
国債、 出資等	<ul style="list-style-type: none"> ・相続方法等については、窓口にご相談ください。

(2) 残高証明書の発行（窓口にお申し出ください）

・相続人、遺言執行者、または相続財産管理人のお一人のご依頼により発行いたします。

下記の書類とご依頼人様の実印をご持参ください。

（ご依頼人様の本人確認書類の提示等をお願いする場合があります）

- ◇ 被相続人が亡くなられたことが確認できる書類〔戸籍謄本、除籍謄本〕
- ◇ 相続人、遺言執行者、相続財産管理人であることがわかる書類

相続人……………〔戸籍謄本〕 遺言執行者……………〔遺言書、遺言執行者選任の審判書謄本（遺言書に執行者の指定がない場合）〕 相続財産管理人…〔家庭裁判所発行の管理人選任の審判書謄本〕

- ◇ 相続人、遺言執行者、相続財産管理人の印鑑証明書

※残高証明書の発行には、当金庫所定の手数料が必要となります。

(3) 相続手続き完了前に預金の一部が必要な場合（相続預金仮払い制度）

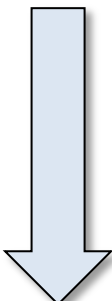
・相続人の方から、別途確認資料等のご提出をお願いいたしますので、窓口にご相談ください。

2. 相続手続きの流れについて

基本的な相続手続きの流れは以下のとおりです。

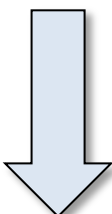
なお、表示書類以外の書類の提出をお願いする場合があります。

(1) 相続人と相続財産の確認および遺産分割協議



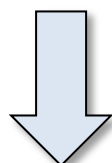
- ・遺言書の有無を確認してください。
- ・戸籍（除籍）謄本により、相続人を確認してください。
- ・預金・出資金・不動産・借入金等の相続財産・負債を確認してください。
- ・相続人間で遺産分割の方法を協議してください。

(2) 必要書類の準備



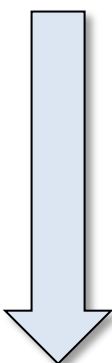
- ・相続人全員を確認できる戸籍（除籍）謄本または「法定相続情報一覧図」
[4、7ページをご参照ください]
- ・相続人全員の印鑑証明書
- ・通帳・証書等

(3) 「相続手続依頼書」の記入



- ・「相続手続依頼書」に相続人全員の自署・押印（実印）をお願いします。

(4) 「相続手続依頼書」等必要書類のご提出



- 次の書類を窓口にご提出ください。
- ・通帳・証書
 - ・「相続手続依頼書」
 - ・相続人全員を確認できる戸籍（除籍）謄本または「法定相続情報一覧図」
 - ・相続人全員の印鑑証明書
 - ・印鑑票（名義変更の場合）

(5) 相続預金のお受け取り（又は名義変更）

- ・相続手続きに必要な書類が準備できたときには、相続される方への預金等の解約金振込、名義変更手続きを行います。
- ・通帳・証書・計算書等の書類は、手続終了後、ご返却いたします。

3. 相続手続きの準備について

(1) 遺言書の有無の確認

- ・遺言書がないかご確認ください。
- ・自筆証書遺言、秘密証書遺言は家庭裁判所で「検認」の手続きが必要になります。
なお、「検認」前の開封は禁止されていますのでご注意ください。
- ・公正証書遺言は、遺言者の意向に基づき公証人が作成しているため、「検認」の手続きは不要です。[8ページをご参照ください]

(2) 相続人の確認

- ・被相続人（亡くなられた方）の出生から死亡するまでの戸籍（除籍）謄本により、相続人を確認します。
- ・法定相続人の確認の方法、戸籍謄本の取得方法 [4～6ページをご参照ください]

(3) 相続財産の確認

- ・預金・出資金・借入金・不動産等の相続財産・負債を確認します。

(4) 遺産分割協議

- ・相続人全員で遺産の分割方法について協議します。
なお、遺産分割協議書の作成は任意ですが、不動産の相続（名義変更）等に必要になる場合があります。
- ・遺言がある場合も、遺言のとおり遺産分割することに異議が無いかを確認します。
- ・預金については、誰が相続するのかに加え、受取方法（振込等での受取りか、名義変更にするのか）についても決めてください。[8ページをご参照ください]

遺産分割協議が終了していなくても、相続人全員の同意【「相続手続依頼書」への署名・押印（実印）】があれば、相続人の代表の方にお支払することができます。

4. 相続される方の確認について

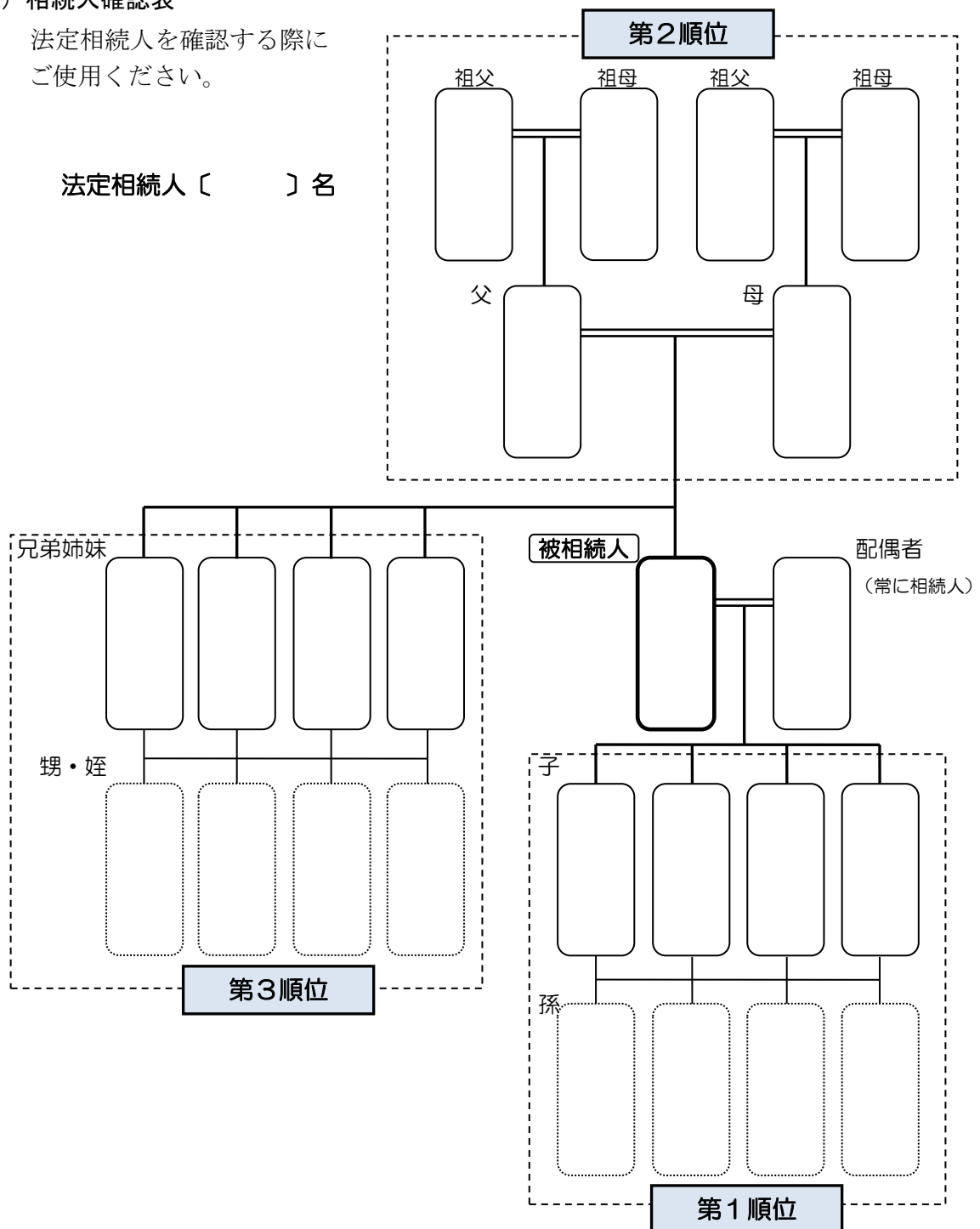
(1) 相続人の範囲

順位	被相続人との関係	備考
常に相続人	配偶者	
第1順位	子	代襲相続人は、孫
第2順位	父母	※第1順位の相続人がいない場合 父母が死亡している場合は、祖父母
第3順位	兄弟姉妹	※第1順位、第2順位の相続人がいない場合 代襲相続人は、甥・姪

※ 相続人が第3順位の場合には、多数の戸籍謄本が必要になる場合があります。

(2) 相続人確認表

法定相続人を確認する際にご使用ください。



<補足説明>

- ・ 養 子……………実の子と同様、相続人となります。
- ・ 相続欠格者……………相続人になることはできません。
相続に関して民法に定める欠格事由（被相続人または相続の同順位以上の者に対する殺人、殺人未遂、その他）により刑に処せられた者。
- ・ 相続廃除者……………相続人になることはできません。
被相続人の請求（被相続人に対する虐待、重大な侮辱、その他）により家庭裁判所が審判・調停により遺留分を有する特定の相続人の相続資格を剥奪した者。（戸籍の「身分事項」欄に記載）
- ・ 相続放棄……………相続放棄が認められると、初めから相続人でなかったものとみなされ、相続手続きは、相続放棄をされた方を除外して行います。
- ・ 相続人が未成年……………相続手続きは、親権者（または特別代理人）に行っていただきます。

※ 未成年者および親権者の双方とも相続人で遺産分割協議を行う場合は、特別代理人の選任が必要となりますので、窓口へご確認ください。

5. 戸籍謄本の取得について

(1) 被相続人様（亡くなられた方）の戸籍謄本について

相続人様を確認するためには、原則、被相続人様（亡くなられた方）の出生から亡くなられた時までの連続した戸籍謄本が必要になります。

(注) 戸籍謄本に「改製」「婚姻」「転籍」「分籍」「家督相続」などの文言がある場合には、戸籍が新しくなっているので、さらにそれ以前の戸籍謄本が必要になります。[下記(3)参照]

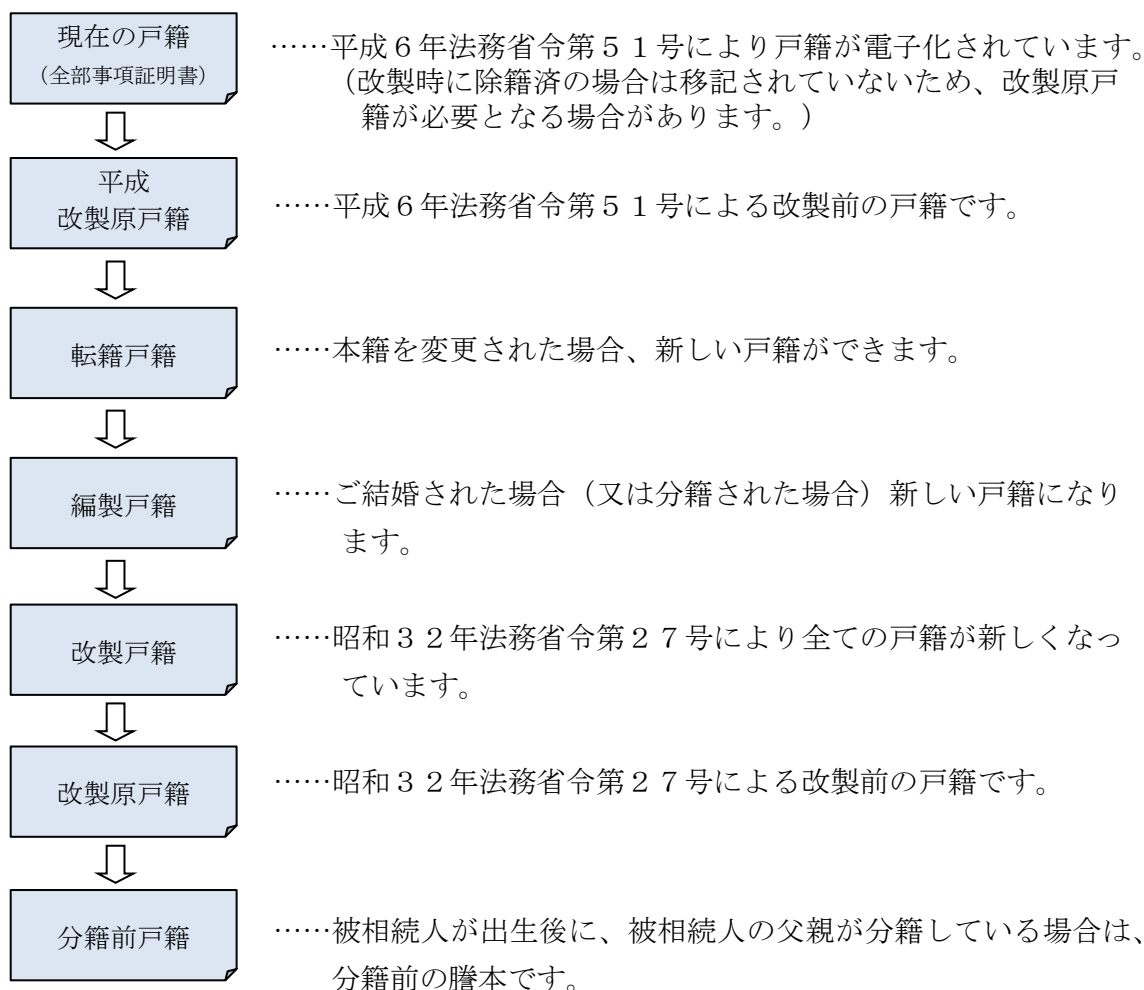
(2) 相続人様の戸籍謄本について

現在の戸籍謄本の提出をお願いします。ただし、被相続人様（亡くなられた方）と同一の戸籍にいる方は提出不要となることがあります。

代襲相続人様がいる場合は、亡くなられた相続人様の戸籍謄本の提出をお願いします。

(3) 戸籍謄本の入手方法

戸籍のある市区町村で入手できますが、戸籍のある市区町村が遠隔地の場合は、その市区町村の戸籍担当者に「郵送による交付方法」についてお問い合わせください。



6. 相続手続きに必要な書類について

(1) 全てのお客様にご提出・ご持参いただく書類等

必要書類につきましては、担当者でご相談・ご確認願います。

なお、遺言書がある場合、遺産分割協議済の場合、裁判所の調停・審判による場合は、一部手続きが異なります。

必要	ご提出いただくもの	ご説明事項	入手先
	相続手続依頼書	<ul style="list-style-type: none"> 相続する方が金庫へ手続を依頼する書類です。 相続預金等の取扱方法について、相続される方全員で事前に協議のうえご依頼ください。 	当金庫 窓口
	亡くなられた方の戸籍謄本	<ul style="list-style-type: none"> 出生から死亡までの連続した戸籍謄本をご用意ください。 	本籍所在地の市区町村の役所
	相続される方全員の戸籍謄本	<ul style="list-style-type: none"> 現在の戸籍謄本をご用意ください。 代襲相続人がいる場合、亡くなられた相続人さまの戸籍謄本のご提出をお願いする場合があります。 亡くなられた方の戸籍謄本で確認できる場合は不要となることがあります。 	
	認証文付き法定相続情報一覧図の写し	<ul style="list-style-type: none"> 認証文付き法定相続情報一覧図の写しをご提出いただく場合は、戸籍謄本は不要です。 	法務局
	相続される方全員の印鑑証明	<ul style="list-style-type: none"> 相続される方全員について、各1通をご用意ください。 海外にお住まいの方で印鑑証明書が取得できない方は、在外公館交付のサイン証明書・在留証明書等をご用意ください。 	現住所の市区町村 (海外の日本領事館)
	通帳・証書・出資証券・キャッシュカード等	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の全ての通帳・証書等をご持参ください。 	—
	実印	<ul style="list-style-type: none"> 相続される方は相続関係書類と一緒に実印をご持参ください。 	—

・戸籍謄本（発行後6ヵ月以内のもの）・印鑑証明書（発行後3ヵ月以内のもの）などの相続関係書類は原本をご提出ください。なお、原本の返却をご希望の場合は、当金庫で原本の写しをとらせていただき返却いたしますのでお申出ください。

・相続放棄された場合などの諸事情により、上記以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(2) 相続を受ける方・手続きをされる方が定められている場合にご持参いただく書類

① 遺言書がある場合

必要	ご提出いただくもの	ご説明事項	入手先
	自筆証書遺言書 秘密証書遺言書 公正証書遺言書	・当金庫で写しをとらせていただいた後、原本は返却します。 ・公正証書遺言書以外は家庭裁判所の「検認」が必要です。	公正証書遺言書は公証人役場
	遺言書検認調書謄本	・当金庫で写しをとらせていただいた後、原本は返却します。(公正証書遺言の場合は不要です)	家庭裁判所
	遺言執行者選任審判書謄本等	・当金庫で写しをとらせていただいた後、原本は返却します。(遺言執行者が選任されていない場合、公正証書遺言書で選任されている場合は不要です)	
	遺言執行者の印鑑証明書	・発行後3カ月以内のものをご用意ください。(遺言執行者が選任されていない場合は不要です)	現住所の市区町村の役所

② 遺産分割協議済の場合

必要	ご提出いただくもの	ご説明事項	入手先
	遺産分割協議書	・相続人間で相続財産の分割協議をされる場合に作成される書類です。 ・当金庫で写しをとらせていただいた後、原本は返却します。	—

③ 裁判所の調停・審判による場合

必要	ご提出いただくもの	ご説明事項	入手先
	遺産分割調停調書謄本または 遺産分割審判書謄本〔審判確定証明書も添付〕	・相続人間で相続財産の分割調停または分割審判をされる場合に作成される書類です。 ・当金庫で写しをとらせていただいた後、原本は返却します。	家庭裁判所

<用語説明>

- ・遺言執行者……………遺言の内容に基づき、実際に相続手続きする人で、遺言で指定される場合と家庭裁判所で選任される2通りがあります。
- ・代襲相続……………被相続人が亡くなるよりも先に相続人が亡くなった等により、その相続人の子等が相続人に代わって相続することです。
- ・相続財産管理人 …… 相続人がいない場合に家庭裁判所の選任により財産の管理を委任された代理人を指します。

以上